

議案第 4 7 号

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、市長及び副市長の給料月額を改正したいため

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する市長及び副市長の給料月額の特例）

17 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する市長及び副市長の給料月額（第3条に規定する地域手当及び第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる給料月額を含む。）については、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる常勤の特別職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 市長 837,000円

（2） 副市長 690,050円

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。